

## 家屋を建てたり、取り壊したら、 税務課へお届けください

固定資産税は、毎年1月1日に所  
在する家屋、土地などに課税されます。  
家や倉庫などを新築や増築をした  
場合は、その翌年から課税対象とな  
り、取り壊した場合は、その翌年か  
ら課税されなくなります。家屋を取  
り壊しても届け出がないと、誤って  
課税されてしまう原因にもなりま  
す。家屋を建てたり、取り壊したと  
きは、税務課へ連絡ください。

### ■問い合わせ

税務課 課税係 ☎75-2126

## 家屋の現況調査に ご協力ください



税務課では、市内全域で家屋の現  
況調査を行っています。

調査の際には、家の周辺を確認し  
たり、敷地内に立ち入る場合もあり  
ますので、ご協力をお願いします。

なお、調査員は、「調査員腕章」を  
着用し、「家屋調査員証」を携帯して  
います。必要なときは調査員証の提  
示を求めてください。

### ■問い合わせ

税務課 課税係 ☎75-2126

## 税務署からのお知らせ

### 相続または贈与等に係る生命保険契約や損害保険契 約等に基づく年金の税務上の取扱いの変更について

この度、遺族の方が年金として受給する生命保険金  
のうち、相続税の課税対象となった部分については、所  
得税の課税対象にならないとする最高裁判所の判決が  
ありました。そこで、このような年金に係る税務上の  
取扱いを改めることとしましたので、お知らせします。  
これにより、平成17年分から平成21年分までの各年分  
について所得税が納めすぎとなっている方は、その納  
めすぎとなっている所得税が還付となります。

お手をかけますが、必要な手続き（更正の請求また  
は確定申告等）をしていただきますようお願いします。

この対象となる方や所得税の還付の手続きについて  
は、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】をご覧い  
ただくか、最寄の税務署にお問い合わせください。

※平成17年分について、早い方は平成22年12月末が還  
付できる期限となりますので、早目の手続きをお願  
いします。

※受け取られた年金の受給権が相続税や贈与税の課税  
対象となる場合は、実際に相続税や贈与税の納税額  
が生じなかった方も対象となります。

■問い合わせ 佐賀税務署 ☎32-7511

## 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書は

### 年末調整・確定申告まで大切に保管を！

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・住民税等の社会保険料控除とし  
て控除できます。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対  
象で、年末調整や確定申告をする場合には、「社会保険料（国民年金保険料）  
控除証明書」の添付が必要です。

日本年金機構本部から証明書が届きましたら申告を行うまで大切に保管し  
てください。

平成22年1月1日から9月30  
日までに国民年金保険料を納付  
された方は、「社会保険料（国民年  
金保険料）控除証明書」が日本年  
金機構本部から10月下旬から11  
月上旬にかけて送付されます。

また、10月1日から12月31日ま  
での間に今年初めて国民年金保  
険料を納付された方は、来年の1  
月下旬に送付されます。

### ■問い合わせ

佐賀年金事務所 ☎31-4191  
多久市 市民生活課  
保険年金係 ☎75-2159

## 戦後強制抑留者のみなさまへ — 特別給付金受付が10月25日開始

シベリア戦後強制抑留者に対  
する特別給付金の請求受付が、10  
月25日から始まりました。

**対象者** 戦後強制抑留者で、平成  
22年6月16日に日本国籍を有す  
るご存命の方。

**請求受付期間**

平成22年10月25日

～平成24年3月31日

請求書類がまだ手元に届いていない  
方は、左記へご連絡ください。

### ■問い合わせ

独立行政法人 平和祈念事業特別基金  
事業部特別給付金担当  
ナビダイヤル 0570-059-204  
（IP電話、PHSからは  
03-58660-2748）

**受付時間** 平日9時～18時